

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の誤送付について（経緯書）

1 概要

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証を送付文書に同封して発送したところ、同時期に発送した別人宛の国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証が誤って送付されたことが判明した。

2 経緯

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証を令和6年3月21日に発送したところ、3月25日に当該送付文書を受けた方から、別人の国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証が入っていた旨の連絡があり、2件の誤送付が判明した。

3 対応

当事者宅を訪問、謝罪し、承諾いただいた上で、本人宛ての正しい国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証を手渡すとともに、誤送付した認定証を回収した。

4 再発防止策

- (1) 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証等個人情報が含まれる文書を発送する際には、件数にかかわらず、封入する担当のほか封入物を別の職員が確認を行い、封筒に発送者と確認者2人の押印をすることで、混入防止等チェック体制の強化を図る。
- (2) 個人情報の適切な取扱いについて、発送作業の都度上司が注意喚起を行うなど、所属職員に対して常に周知徹底を図る。

以上